

論点 3 関連

【論点】

3 受入れ見込数の設定等の在り方

- (1) 新たな制度における受入れ見込数の設定の在り方（設定の可否を含む。）
- (2) 両制度における受入れ見込数の設定及び対象分野の設定（人手不足状況、労働市場への影響、人手不足への取組状況の確認、技能評価を含む。）における透明性や予見可能性のあるプロセスの在り方（制度の運用上の透明性確保を含む。）

資料目次

- ・特定技能制度の受入れ見込数の設定等 P. 1
- ・特定技能制度の受入れ見込数の設定の手続 P. 2
- ・特定技能制度の分野追加のプロセス P. 3
- ・特定技能制度における外国人の技能水準及び日本語能力水準 P. 4
- ・特定産業分野別の技能試験及び日本語試験 P. 5
- ・特定技能制度における外国人の日本語能力水準の評価方法 P. 6
- ・特定技能に係る試験の実施に向けた手続の概要 P. 7
- ・技能実習制度における職種追加のプロセス P. 8

受入れ見込数

- 日本人の雇用機会の喪失及び処遇の低下等を防ぐ観点等から、分野別運用方針において、当該分野における向こう5年間の受入れ見込数を記載し、人材不足の見込数と比較して過大でないことを示すもの（政府基本方針2（3））
 - 分野別運用方針に記載する向こう5年間の受入れ見込数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、特定技能1号の外国人の受入れの上限として運用（政府基本方針4（4）イ）
- ※ 政府基本方針及び分野別運用方針は閣議決定により定められている。

受入れ見込数を見直す場合の手続

閣議決定による分野別運用方針の変更が必要

受入れ見込数の見直し手続の流れ

A分野において、大きな経済情勢の変化により、人手不足状況等に変化が発生

制度所管省庁（※）及びA分野の所管省庁において今後の受入れ方針等を協議
（※）法務省、外務省、厚生労働省、警察庁

A分野の分野別運用方針改正案を、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議で決定

閣議決定

特定技能制度の受入れ見込数の設定の手続

分野所管省庁

所管の産業が特定産業分野になるに当たって、当該分野における外国人受入れの必要性及び当該分野における向こう5年間の受入れ見込数を記載した分野別運用方針案を作成

提出

分野別運用方針案において、以下を具体的に示した上で（※）、向こう5年間の受入れ見込数を設定する。

- 生産性向上や国内人材確保のための取組を行っていること
- 上記取組を行ってもなお人手不足が深刻であり、当該分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要であること

※公的統計又は業界団体を通じた所属企業への調査等の客観的指標等によって示す。

制度所管省庁（法務省、外務省、厚生労働省、国家公安委員会）

それぞれの所掌事務の観点から、向こう5年間の受入れ見込数が適当か否かを判断

全ての所管省庁が同意 → 分野別運用方針案を外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議で決定

分野別運用方針案を閣議決定（分野ごとの受入れ見込数が確定）

（参考）12分野の受入れ見込数（令和6年3月末まで）の積上げは、34万5,150人

分野所管省庁は、人手不足状況を継続的に把握

次期の向こう5年間の受入れ見込数の設定

次期5年間の受入れ見込数を、上記と同様の手続で設定する。

1 分野追加の申入れ・検討

分野所管行政機関から法務省に対する分野追加の申入れ

分野所管行政機関は、特定産業分野を判断するための説明項目等を明らかにする資料等を添付し、法務省へ申入れ

(説明項目等)

人手不足の状況、生産性向上のための取組、女性・高齢者の就業促進等の国内人材確保のための取組、処遇改善のための取組、向こう5年間の受入れ見込み数、試験制度の整備予定、関連業界から外国人受入れに対する理解が得られていること 等

制度関係機関での検討

法務省を含む制度関係機関は、それぞれの所掌の観点から検討し、問題がある場合は、取りまとめを行う法務省に対して意見を述べる

- ・法務省 出入国在留管理の観点等
- ・警察庁 治安上の観点等
- ・厚労省 国内労働市場の観点等
- ・外務省 外交上の観点等

法務省は、その意見を分野所管行政機関に伝え、分野所管行政機関はこれに適切に対応する

制度関係機関全てに異論がない場合は、法務省から分野所管行政機関へ連絡

2 基本方針の変更・分野別運用方針の作成等

分野所管行政機関において分野別運用方針案を作成

法務省から制度関係機関の異論がない旨の連絡を受けた分野所管行政機関は、制度関係機関と共同して分野別運用方針案を作成

基本方針の変更・分野別運用方針の作成

所定の手続（関係閣僚会議・閣議等）を経て、基本方針を変更（注1）するとともに、分野別運用方針を作成（注2）

（注1）基本方針の別紙において、受入れ対象とする特定産業分野を記載している

（注2）分野別運用方針の作成に合わせて、分野別運用方針の細目的事項を規定した「分野別運用要領」を分野所管行政機関及び制度関係機関間で合意・策定

3 法務省令改正

法務省令を改正し、新たな分野を追加

基本方針の変更・分野別運用方針の作成を受け、法務省令（出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令）に規定することで新たな分野が追加される

外国人に求められる技能及び日本語能力の水準は、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針にのっとり **分野別運用方針において定められる試験によって評価**される。

1号特定技能外国人

＜技能水準＞ **【特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針3（1）イ】**

相当程度の知識又は経験を必要とする技能が求められる。これは、相当期間の実務経験等を要する技能であって、特段の育成・訓練を受けることなく直ちに一定程度の業務を遂行できる水準のものをいう。当該技能水準は、分野別運用方針において定める当該特定産業分野の業務区分に対応する試験等により確認する。

＜日本語能力水準＞ **【特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針3（1）ウ】**

1号特定技能外国人に対しては、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本としつつ、特定産業分野ごとに業務上必要な日本語能力水準が求められる。当該日本語能力水準は、分野所管行政機関が定める試験等により確認する。

2号特定技能外国人

＜技能水準＞ **【特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針3（2）イ】**

熟練した技能が求められる。これは、長年の実務経験等により身につけた熟達した技能をいい、現行の専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人と同等又はそれ以上の高い専門性・技能を要する技能であって、例えば自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行できる、又は監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行できる水準のものをいう。当該技能水準は、分野別運用方針において定める当該特定産業分野の業務区分に対応する試験等により確認する。

特定産業分野別の技能試験及び日本語試験

| | 分野 | 特定技能1号 | | 特定技能2号(注1) |
|-----|----------------------|-------------------------------------|--|---|
| | | 技能試験 | 日本語試験 | 技能試験(注2) |
| 厚労省 | 介護 | 介護技能評価試験 | 国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) (上記に加えて)介護日本語評価試験 | - (注3) |
| | ビルクリーニング | ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験 | 国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) | ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験 又は技能検定1級 |
| 経産省 | 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 | 製造分野特定技能1号評価試験 | 国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) | 製造分野特定技能2号評価試験及びビジネス・キャリア検定3級 又は技能検定1級 |
| 国交省 | 建設 | 建設分野特定技能1号評価試験 又は技能検定3級 | 国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) | 建設分野特定技能2号評価試験、技能検定1級 又は技能検定単一等級 |
| | 造船・船用工業 | 造船・船用工業分野特定技能1号試験 又は技能検定3級 | 国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) | 造船・船用工業分野特定技能2号試験 又は技能検定1級 |
| | 自動車整備 | 自動車整備分野特定技能評価試験 又は自動車整備士技能検定試験3級 | 国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) | 自動車整備分野特定技能2号評価試験 又は自動車整備士技能検定試験2級 |
| | 航空 | 特定技能評価試験(航空分野:空港グランドハンドリング、航空機整備) | 国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) | 航空分野特定技能2号評価試験 又は航空従事者技能証明 |
| | 宿泊 | 宿泊業技能測定試験 | 国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) | 宿泊分野特定技能2号評価試験 |
| 農水省 | 農業 | 農業技能測定試験 (耕種農業全般、畜産農業全般) | 国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) | 2号農業技能測定試験 |
| | 漁業 | 漁業技能測定試験(漁業、養殖業) | 国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) | 2号漁業技能測定試験 (注4) |
| | 飲食料品製造業 | 飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験 | 国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) | 飲食料品製造業特定技能2号技能測定試験 |
| | 外食業 | 外食業特定技能1号技能測定試験 | 国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) | 外食業特定技能2号技能測定試験 (注4) |

(注1) 特定技能2号では、技能水準の評価において試験合格及び実務経験が求められる。

(注2) 分野別所管省庁が作成・実施する技能試験については、作成後、順次実施予定(令和5年6月時点)

(注3) 現行の専門的・技術的分野の在留資格「介護」があることから、特定技能2号の対象分野とはしていない。

(注4) 分野の特性上、一定の日本語能力を有することが業務上必要であることから、技能試験の一環として「日本語能力試験(N3以上)」も課されている。

日本語能力水準の評価方法（1号に限る。）

次の表のとおり、特定産業別の分野別運用方針等において定める日本語試験等によって評価される。

| | | 介護 | ビルクリーニング | 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 | 建設 | 造船・舶用工業 | 自動車整備 | 航空 | 宿泊 | 農業 | 漁業 | 飲食料品製造業 | 外食業 | |
|----------|-------|---------------|----------|----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 必要な日本語能力 | 日常生活上 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 業務上 | 技能試験 (注2) | - | - | ○ (注3) | ○ (注3) | ○ (注3) | ○ (注3) | ○ (注3) | ○ (注3) | - | - | ○ (注3) | ○ (注3) |
| | | 分野固有の日本語試験 | ○ | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | | 日本語試験 (注1) | - | ○ (注4) | ○ (注4) | - | - | - | - | - | ○ (注4) | ○ (注4) | - | - |

(注1) 1号特定技能外国人に求める日本語水準を評価するために、特定産業分野別の特定技能の在留資格に係る運用方針において定められる試験をいう。「日本語能力試験」(N4以上)及び「国際交流基金日本語基礎テスト」がこれに当たる(令和5年6月時点)。

(注2) 1号特定技能外国人に求める技能水準を評価するために、特定産業分野別の特定技能の在留資格に係る運用方針において定められる試験をいう。

(注3) 技能試験が日本語で実施されるため、これに合格すれば、業務上必要な日本語能力があると認められる。

(注4) 日常生活上必要な日本語に関する日本語試験に合格すれば、業務上必要な日本語能力があると認められる。

前提となる手続

- 分野所管省庁が技能水準（試験区分）を盛り込んだ分野別運用方針案を作成し、制度所管省庁（法務省等）において確認する。
- 分野別運用方針を外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議と閣議でそれぞれ決定する。

分野所管省庁における手続

- **法務省が定めた方針（注）にのっとり**試験問題及び試験実施要領を作成する。
- 試験問題及び試験実施要領の作成に当たっては、**有識者に相談又は助言を求めるなどして適切に作成**する。
- **可能な限り、試験実施前に試行的な試験を行い**、試験が求められる水準の技能を適切に測定するものであることを確認する。

（注）「特定技能」に係る試験の方針について（令和2年1月30日出入国在留管理庁）

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について」に基づき、法務省が定めた方針で、試験の基本的事項（試験問題の作成手続、試験水準、試験科目等）を定めた分野横断的なもの

<特定技能に係る試験に関する事項>

| | 特定技能1号 | 特定技能2号 |
|------|---------------------------|-------------------------|
| 試験水準 | 初級技能者 技能検定3級相当の合格水準と同等 | 上級技能者 技能検定1級の合格水準と同等 |
| 試験科目 | 原則、学科及び実技（注） | |

（注）分野所管省庁の判断により学科又は実技のいずれかのみによることや実技試験を一定期間の実務経験によることもできる。特定技能1号の実技試験の概要は次のとおり。なお、特定技能2号は、分野別所管省庁において検討中（令和5年6月時点。造船・船用工業分野の溶接区分については作業による確認を内容とする試験実施要領を作成済。）

- ・2分野（ビルクリーニング、造船・船用工業）作業試験を実施
- ・その他の10分野 写真等を使用した判断等試験等を実施

※ 特定技能1号の3分野（建設、造船・船用工業（溶接区分除く）、自動車整備）では、技能検定3級（実技試験を実施）、また、特定技能2号の6分野（ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・船用工業（溶接区分除く）、自動車整備、航空）では、技能検定1級等の試験（実技試験を実施）も採用している。

法務省における手続

- 分野所管省庁から次の**資料の提出を受けて試験実施の適正性を確認**する。
 - ・「試験実施要領案」「**試験問題及び試験実施要領案について有識者等に相談又は助言等を受けたことの証明書類（有識者の情報及びその意見を含む。）**」
 - ・「試行的試験の実施結果等法務省の確認に必要な書類」
- **厚生労働省等に対して必要に応じて助言**を求める。
- 試験実施の適正性を確認した場合、分野所管省庁及び試験実施機関に対してその旨を通知する。

技能実習制度における職種追加のプロセス

2号移行対象職種への追加には、職種追加を行おうとする業界団体が、業界内の合意、業所管省庁の同意を得た上で、以下の要件に適合するか否か、学識経験者と労使からなる専門家会議（注1）の了承を得る必要がある。

（注1）厚生労働省人材開発統括官が随時参集し、非公開で開催

①同一の作業の反復のみではないこと

○ 同一の作業の反復のみによって修得できるものではないこと＜技能実習法施行規則第10条第2項＞

➡ 技能実習の各段階（1号・2号等）で身につける技能（必須、関連、周辺業務）の整理が必要
そのほか、既存の2号移行対象職種との整理も必要

②送出し国の実習ニーズに合致すること

○ 技能実習生の母国において修得することが困難なものであること＜技能実習法第9条＞

○ 技能実習生が帰国後、我が国において修得した技能等を活かすことが予定されていること。
＜技能実習法施行規則第10条第2項＞

➡ 複数の送出国の中央政府の行政機関が発行する要望書が必要

③実習の成果が評価できる公的評価システムがあること

○ 技能検定又は技能実習評価試験（注2）があること＜技能実習法施行規則第10条第1項＞

（注2） 技能実習評価試験は、専門家会議において、評価の基準、評価の方法、試験実施体制等を確認の上、認定し、当該評価制度に係る職種・作業を公表する。＜技能実習法施行規則別表＞

➡ 試験実施機関が必要

技能実習制度における職種追加のプロセス

参考: 技能実習制度における移行対象職種・作業の追加等に係る事務取扱要領

1. 職種追加を行おうとする業界団体（試験実施機関）の事前準備

- 業界内の合意を形成する
- 業所管省庁へ相談、内諾を得る
- 海外の実習ニーズを把握する（複数の送出し国の行政機関等からの要望書の入手）
- 実習生に修得等させようとする技能等を整理する → 技能実習計画の審査基準案、技能実習評価試験案の作成
- 厚生労働省海外人材育成担当参事官室から業所管省庁へ同意の照会、回答を得る（文書）

2. 専門家会議^(※)の開催 及び パブリックコメントの実施

※ 厚生労働省人材開発統括官が参集する「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」

- **専門家会議の開催** 業界団体から、追加しようとする職種の概要（追加方針）を説明する
（→ 追加方針が了承されない場合は、再度、専門家会議で議論）
- 追加方針の了承後、主務省庁（法務省・厚生労働省）において、職種・試験実施機関等を定める技能実習法施行規則の改正について、パブリックコメント（パブコメ）を実施する
- **専門家会議の開催** パブコメの結果を踏まえ、業界団体から、審査基準案、評価試験案（試験基準、採点基準等）を説明する
（→ 審査基準案、評価試験案について認定基準への適合が確認できない場合は、再度、専門家会議で議論）
- 業界団体において、試行試験を実施する
- **専門家会議の開催** 試行試験の結果を踏まえ、業界団体から、評価試験案等を説明する
（→ 評価試験案等が了承されない場合は、再度、専門家会議で議論）

3. 認定申請書等の提出 及び 技能実習法施行規則の改正等

- 専門家会議の了承後、業界団体は認定申請書等を提出し、厚生労働省において技能実習評価試験の認定、審査基準の決定、主務省庁において技能実習法施行規則の改正を行う
※ なお、職種固有の事情に基づく独自の要件を課す必要がある場合には、業所管省庁において大臣告示を策定する